

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

C

第1. 設問1. (1).

1. 「処分」は(行政手続訴訟法 23条 2項)

とは、公権力の主体たる国または地方公共団体の行為のうち、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定させる行為をいう。 *法律に認められている*

2. 本件では、Xの住所申請を行い、台湾法に基づき、許可を(70条)は、甲県であり、国に
あたるとある。

本件は、不許可としており、これにより、Xは、台湾国域内において、小型船舶を停泊することができなくなっているため、Xの上記権利を直接侵害しているといえる。本件は、従って、*これを具体的に論じる必要あり。*

したがって、「処分」にあたる。

第2. 設問2. (2).

本件申請拒否処分は、取消訴訟により、効力を否定されたもので、本「緊急の必要」が与えられていないため、重大な損害もないため、要件を満たさない。

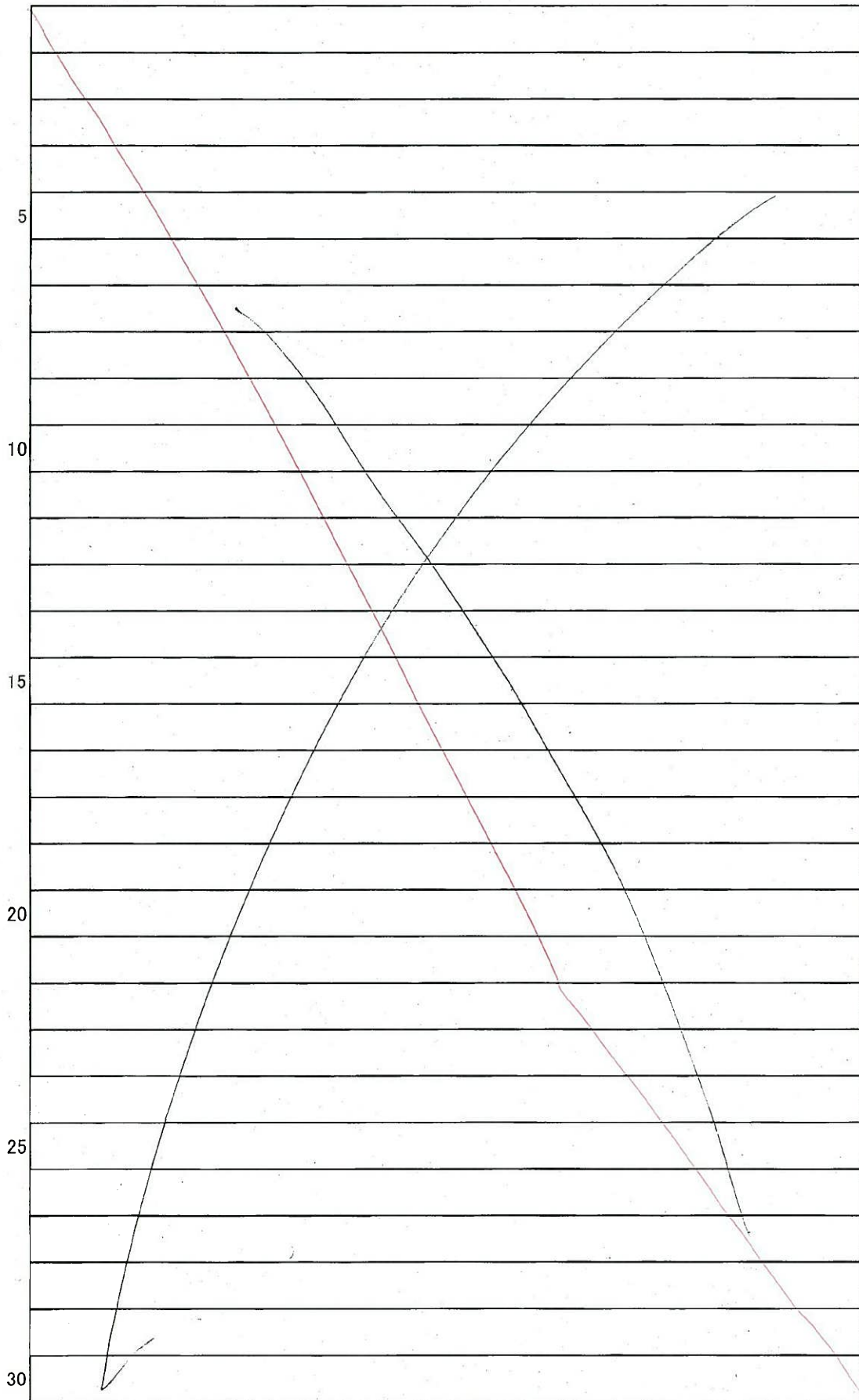
よって、執行停止(25条)は、適用されない。

執行停止は、
これらに該当する
状態にない
「緊急」に該当し
ないため。

争点を明確にする
良いアイデアが、争点
になり、これにより
途中答えることが
あり、あり。

ページ

裏面へ



2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

第3. 前同19
第2.

1. 実体的違法 37条に基づき.

5 37条に基¹づき、
おの²が主張する内容としては、甲県の審査基準
には裁量基準要件裁量があり、その裁量権の行使は逸脱・濫用
である(行政事件訴訟法30条)として、違法であるとの主張が考へ
られる。かかる主張が認められるか検討する。

10 本件不許可決定は、37条審査基準各号に該当する
一い³り、要件を満たさないとして、37条違反により、不許可決定
である。甲県県としては、37条審査基準の各号においてあるが自由に
決めようとしていたから、要件裁量が甲県に認められる。

15 そこで裁量権の逸脱・濫用認定基準の認定はどうかの
問題であるが、~~重要基準~~ 重大な事実を認識(たり)等の
一般的な基準の基準を認識し、⁴事実の評価を著しく、
合理性を欠くこと、又は、~~事実認識~~ 他事考慮 考慮不⁵尽に
より、判断過程が著しく合理性を欠く場合⁶に限り、裁量権
の逸脱・濫用が認められる。

20 本件では、おの⁷の不許可決定の理由としては、「港湾の利用・解⁸散
に著しく支障を及ぼすため」と記載されている。甲⁹県側は、
Xが本件水域で管理 船隻が破損し、板が流出した
こと¹⁰からみて、A港の大型船隻の増えや、小型船舶¹¹の一部か
ら発生する運搬¹²を(たり)港内の土砂や¹³を(たり)から
と¹⁴ている。しかし、これはXによるものでなく、¹⁵破¹⁶損¹⁷に¹⁸過¹⁹去²⁰た²¹本²²事²³態²⁴
が一部破損し板等が流出したことは、²⁵事故等が²⁶発生した²⁷から²⁸なり、
また、その構造等を改善する²⁹必要³⁰がある³¹こと³²で、Yの担当者³³に³⁴依³⁵り³⁶
25 ていること³⁷からみて、³⁸直³⁹ちに「港湾の⁴⁰秩序⁴¹の⁴²整備⁴³と⁴⁴正⁴⁵常⁴⁶運⁴⁷営⁴⁸
に⁴⁹お⁵⁰き⁵¹ (港湾法1条) 判断過程に、Xの事情⁵²以外⁵³の⁵⁴
他の者の事情も⁵⁵含⁵⁶んで⁵⁷考⁵⁸慮⁵⁹し、⁶⁰Xの⁶¹湾⁶²内⁶³の⁶⁴秩序⁶⁵の⁶⁶維持⁶⁷。

大見解を示して230/17
良いです。
ナンバリングな感じで
形式的に示
言明が7/23と
良いという

事是出の
安替 good 27.

利良2297

↓ 板的要素, 亦不宜規範表示 (2) 利良 (2) 的

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

↓ 板訂要亦不位規范示此利良m2y)

吉取の 129
板取 good 129.

大

大